

富士見台清和会規約

第 1 条 本会は富士見台清和会と称し、事務所を富士見台自治会館(あきる野市下代継86)内に置く。

第 2 条 本会の会員は、あきる野市富士見台自治会管内に居住する60歳以上(60歳未満でも可)の者を以て会員とする、

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、慰安、娯楽、奉仕等を通じ自らの環境を改善することを目的とする、

第 4 条 前条の目的を達成するために次の行事をおこなう、

- 1 総会
- 2 新年会、敬老会、
- 3 その他

第 5 条 本会会費は年間1,200円とし、一括して納入する。

第 6 条 本会は、市、及び自治会等の補助金を以て運営する。

第 7 条 本会は、総会において次の役員を選任する。

- 顧問 1名 ○ 会長 1名 ○ 副会長 2名
- 会計 1名 ○ 会計監査 1名 ○ 理事 若干名

第 8 条 会長は本会を代表し、各種の会合を掌握する。会長事故あるときは副会長がこれにあたる。

第 9 条 本会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 本会の行事及び会合等は役員会において決定する。

第11条 慶弔金の額は次のとおりとする。

会長、副会長が退任したとき	慰労金	5,000円
会員が80歳になったとき	祝い金	3,000円
会員が死亡したとき	弔意金	5,000円
会員が傷病等で2週間以上入院したとき	見舞金	3,000円

付則 本規約は、平成12年4月1日から施行する。